

大和市告示第69号

大和市地価公示記載書面等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市地価公示記載書面等閲覧規程の一部を改正する規程

大和市地価公示記載書面等閲覧規程（昭和45年大和市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「まで」の次に「（正午から午後1時までを除く。）」を加える。

第5条中「申出なければならない」を「申し出なければならない」に改める。

第6条第2号中「ていねいに」を「丁寧に」に改め、「かつ」の次に「、」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。